

# 茨城県報

第 6 2 7 7 号

昭和49年11月28日

木 曜 日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ページ
●医療機関の指定及び廃止 (県民福祉課) .....	1
●民生委員定数の一部改正 ( " ) .....	2
●土地改良事業の認可 (農地管理課) .....	2
●道路の区域変更 (道路維持課) .....	2
●道路の供用開始 ( " ) .....	3
●土地改良区役員の就退任の届出 (6件) (土地改良事務所) .....	3
●土地改良事業の工事完了 (常陸太田土地改良事務所) .....	10

### 公 告

●茨城県立看護専門学校入学試験の実施 (医薬務課) .....	10
●林業改良指導員資格試験の合格者 (林政課) .....	13
●土地立ち入り測量 (3件) (用地課) .....	14
●道路位置の指定 (建築指導課) .....	14
●住宅地造成事業の工事完了 ( " ) .....	15
●開発行為の工事完了 (4件) ( " ) .....	16

## 告 示

### 茨城県告示第1047号

生活保護法 (昭和25年法律第 144 号) 第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 1. 指 定

区 分	指 定 号	名 称	所 在 地	開 設 者 氏 名	指 年 月 定 日
医 科	1833	宮 崎 病 院	稲敷郡新利根村上根本 3474	宮 崎 ミ ヤ	49.11.1
"	1834	佐々木 医 院	鹿島郡鹿島町宮中2476	佐々木 千 寿	"
"	1835	佐 藤 医 院	那珂郡那珂町菅谷2963-1	佐 藤 昌 男	"
薬 局	14	土 浦 薬 局	土浦市中央1丁目11番の 3号	井 上 博 夫	"

2 廃止

区分	指 番 定 号	名 称	所 在 地	開 設 者 氏 名	廃 年 月 止 日
医 科	1049	宮崎精神病院	稲敷郡新利根村上根本 3774	宮崎孝一	47.6.1
"	1748	佐藤医院	那珂郡那珂町菅谷3341-3	佐藤昌男	49.1.30
"	1813	常磐炭礦株式会社 茨城礦業所 中郷診療所	北茨城市中郷町石岡865	渡辺三郎	49.9.30
"	1814	常磐炭礦株式会社 茨城礦業所 神の山診療所	" 関本町八反677	"	"

茨城県告示第1048号

昭和47年7月27日茨城県告示第719号で告示した民生委員定数の一部を次のように改正し、昭和49年12月1日から施行する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩上二郎

「水戸市250」を「水戸市258」に、「日立市255」を「日立市260」に、「取手市65」を「取手市68」に、「美野里町24」を「美野里町26」に、「大洗町35」を「大洗町36」に、「友部町33」を「友部町34」に、「鹿島町30」を「鹿島町36」に、「潮来町32」を「潮来町33」に、「阿見町49」を「阿見町37」に、「出島村30」を「出島村31」に、「千代田村20」を「千代田村21」に、「桜村14」を「桜村16」に、「伊奈村22」を「伊奈村23」に、「豊里町16」を「豊里町17」に改める。

茨城県告示第1049号

昭和49年7月29日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた梶内地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和49年11月21日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第1050号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和49年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横塚真壁線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字亀熊字原山 499番の1から	旧	メートル 最大 20.0 最小 3.6	メートル 704.0	
真壁郡真壁町大字長岡字大町 144番の1まで	新	最大 30.0 最小 8.0	660.0	

茨城県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和49年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 横塚真壁線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字亀熊字原山499番の1から  
真壁郡真壁町大字長岡字大町144番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年11月28日

茨城県告示第1052号

東茨城郡茨城町下飯田に事務所を置く川根土地改良区から下記のとおり役員の退任の届出があつ  
たので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県水戸土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町奥谷1968-1	理 事	田 口 三喜次	49.10.25 死亡のため

茨城県告示第1053号

鹿島郡大野村津賀に事務所をおく大野東部土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した  
旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告す  
る。

昭和49年11月28日

茨城県鉾田土地改良事務所長 金 沢 利 行

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字青塚272	理 事	大 崎 甚一郎	理 事 長
" " " 456	"	清 宮 清	
" " 大字角折429	"	長 岡 喜 男	
" " " 1595—1	"	窪 健 蔵	
" " " 268	"	谷田河 靖	
" " 大字荒野1641	"	小 堤 健 次	
" " " 183	"	谷田川 和 雄	
" " " 817	"	界 田 三 郎	
" " " 1640—2	"	内 田 幸 夫	
" " " 105	"	内 田 惣 寿	
" " " 71	"	内 田 政 寛	
" " 大字小山22	"	小松崎 四 郎	
" " " 35	"	高 田 恒 雄	
" " " 1149	"	野 口 真 一	
" " 大字青塚83	監 事	広 谷 勝 衛	
" " 大字角折2312	"	小 沢 元 一	
" " 大字荒野217—2	"	大 川 三 郎	
" " " 24	"	田 口 美佐男	"
" " 大字小山48—1	"	田 島 修	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字小山22	理 事	小松崎 四 郎	理 事 長
" " " 35	"	高 田 恒 雄	
" " " 1149	"	野 口 真 一	
" " 大字荒野1640—2	"	内 田 幸 夫	
" " " 71	"	内 田 政 寛	
" " " 105	"	内 田 惣 寿	
" " " 213—1	"	小 堤 直 衛	
" " " 343—2	"	界 田 敏 雄	
" " " 183	"	谷田川 和 雄	
" " 大字角折1595—1	"	窪 健 蔵	
" " " 268	"	谷田河 靖	
" " " 424	"	長 岡 誠	

"	"	大字青塚272	"	大 崎 甚一郎
"	"	" 456	"	清 宮 清
"	"	" 1232	"	大 崎 柳 樹
"	"	" 83	監 事	広 谷 勝 衛
"	"	大字角折2312	"	小 沢 元 一
"	"	大字荒野217-2	"	大 川 三 郎
"	"	" 24	"	田 口 美佐男
"	"	大字小山48-1	"	田 島 修

茨城県告示第1054号

新治郡八郷町大字柿岡2009-3番地に事務所をおく朝日土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字柴内504	理 事	関 一 夫	理 事 長
" " 大字弓弦613	"	松 崎 一 雄	
" " 大字青田154	"	田 上 武 雄	
" " " 230	"	桜 井 豊	
" " " 193	"	武 川 和 仁	
" " 大字弓弦589	"	塚 田 茂	
" " " 282	"	石 塚 正 賢	
" " 大字菖蒲沢285-2	"	鈴 木 梅太郎	
" " " 346	"	君 山 正 雄	
" " 大字柴内959	"	雨 貝 利 雄	
" " " 918	"	雨 貝 敏 夫	
" " " 831	"	吉 村 初太郎	
" " " 526	"	小 沢 重 信	
" " 大字辻141	"	松 延 力 光	
" " " 171	"	坂 入 昇	
" " " 365	監 事	松 延 栄 治	
" " 大字柴内676	"	以後崎 勲	
" " 大字青田556	"	田 上 源 造	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字柴内504	理 事	関 一 夫	理 事 長
" " " 526	"	小 沢 重 信	
" " " 831	"	吉 村 初 太 郎	
" " " 959	"	雨 貝 利 雄	
" " " 918	"	雨 貝 敏 夫	
" " 大字辻141	"	松 延 力 光	
" " " 171	"	坂 入 昇	
" " 大字青田230	"	桜 井 豊	
" " " 154	"	田 上 武 雄	
" " " 193	"	武 川 和 仁	
" " 大字弓弦589	"	塚 田 茂	
" " 大字菖蒲沢285-2	"	鈴 木 梅 太 郎	
" " 大字弓弦282	"	石 塚 正 賢	
" " 大字菖蒲沢346	"	君 山 正 雄	
" " 大字弓弦617	"	松 崎 延	
" " 大字青田556	監 事	田 上 源 造	
" " 大字柴内676	"	以 後 崎 敕	
" " 大字辻365	"	松 延 栄 治	

茨城県告示第1055号

新治郡玉里村大字上玉里1122番地に事務所をおく玉川土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字下玉里2310-1	理 事	室 町 真 一	理 事 長
" " " 1906-4	"	今 泉 定 夫	
" " 大字川中子543	"	松 浦 徹	
" " " 815-2	"	橋 本 公 雄	
" " 大字下玉里1338	"	野 口 善 夫	

"	"	"	1353	"	橋 本 由 右 三 門
"	"	大字川中子336		"	石 橋 清 寿
"	"	大字下玉里2307		"	上 田 稔
"	"	大字川中子340	監 事		貝 塚 亨
"	"	大字下玉里1351-2	"		野 口 締
2	就 任				

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字下玉里2310-1	理 事	室 町 真 一	理 事 長
" " " 1338	"	野 口 善 夫	
" " 大字川中子543	"	松 浦 徹	
" " 大字下玉里2307	"	上 田 稔	
" " 大字川中子336	"	石 橋 清 寿	
" " 大字下玉里751-1	"	菊 地 康 夫	
" " 大字川中子815-2	"	橋 本 公 雄	
" " 大字下玉里2704	"	小 松 主 幹	
" " " 1351-2	監 事	野 口 締	
" " 大字川中子299	"	小 松 善 理	

茨城県告示第1056号

真壁郡真壁町大字亀熊に事務所をおく真壁町亀熊土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

1	退 任				
住 所	職 名	氏 名	摘 要		
真壁郡真壁町大字亀熊719-1	理 事	白 井 才 吾	理 事 長		
" " " 33	"	白 井 栄			
" " " 16	"	白 井 繁 治			
" " " 692	"	西 村 正 三			
" " " 45	"	飛 毛 義 雄			
" " 大字原方1256-1	"	高 久 弁 太 郎			
" " 大字亀熊628	監 事	木 口 新 太 郎			
" " " 971	"	大 山 源 太 郎			

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字亀熊45	理 事	飛 毛 義 雄	理 事 長
" " " 618	"	大 山 守 一	
" " " 680-2	"	谷 田 部 庄 一	
" " 大字原方1256-1	"	高 久 弁 太 郎	
" " 大字亀熊672	"	仁 保 四 郎	
" " " 892	"	古 沢 嘉 一	
" " " 33	監 事	白 井 栄	総 括 監 事
" " " 16	"	白 井 繁 治	

茨城県告示第1057号

猿島郡境町大字若林1918番地に事務所をおく西総土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県境土地改良事務所長 坂 本 富 三

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字桐ヶ作2418	理 事	上 原 信 一	理 事 長
岩井市大字長須1575-1	"	神 坂 平 次 郎	
猿島郡境町大字若林2830	"	倉 持 長 吉	
岩井市大字長須1985	"	吉 岡 英 雄	
猿島郡境町大字百戸609	"	小 島 進	
岩井市大字長須26	"	福 田 博	
" " 2093-1	"	後 藤 庄 松	
千葉県東葛飾郡関宿町桐ヶ作1583	"	渡 辺 藤 一	
岩井市大字長須123-2	"	染 谷 俊 雄	
猿島郡境町大字若林2215-2	"	中 村 正 市	
" " " 215	"	染 谷 数 雄	
岩井市大字長須2549	"	鈴 木 晴 七	
" " 1547	"	染 谷 照 雄	
千葉県東葛飾郡関宿町桐ヶ作1365	"	菊 地 三 吉	
猿島郡境町大字若林1827の内1	"	倉 持 俊 雄	
岩井市大字長須1378-2	"	小 林 卯 一	
猿島郡境町大字若林2907	"	倉 持 春 吉	

" " "	2514	"	川 上 平
" " "	1660	"	倉 持 徳 一
岩井市大字長須436-1		"	倉 持 芳 雄
猿島郡境町大字若林579		監 事	倉 持 栄一郎
岩井市大字長須6611		"	平 田 忠 俊
" 大字古布内2597		"	後 藤 和三郎
猿島郡境町大字若林2767		"	飯 田 博

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字長須13	理 事	相野谷 和 吉	理 事 長
猿島郡境町大字若林2514	"	川 上 平	
" " 大字桐ヶ作2148-1	"	上 原 正 一	
" " 大字若林215	"	染 谷 数 雄	
千葉県東葛飾郡関宿町桐ヶ崎 9	"	上 原 栄 一	
猿島郡境町大字若林2907	"	倉 持 春 吉	
" " " 2215-13	"	中 村 正 市	
岩井市大字長須570の 5	"	染 谷 利 治	
" " 1547	"	染 谷 照 雄	
" " 1985	"	吉 岡 英 雄	
千葉県東葛飾郡関宿町桐ヶ作1616	"	上 原 源 一	
猿島郡境町大字若林1660	"	倉 持 徳 一	
" " " 2833-3	"	倉 持 平 一	
岩井市大字長須436-1	"	倉 持 芳 雄	
猿島郡境町大字百戸609	"	小 島 進	
岩井市大字長須1105	"	鈴 木 福太郎	
猿島郡境町大字若林1827	"	倉 持 俊 雄	
岩井市大字長須6611	"	平 田 忠 俊	
" " 123-2	"	染 谷 俊 雄	
" " 2549	"	鈴 木 晴 七	
猿島郡境町大字若林579	監 事	倉 持 栄一郎	
岩井市大字古布内2871-1	"	川 島 都 男	
猿島郡境町大字若林2767	"	飯 田 博	
岩井市大字長須168-4	"	後 藤 武 治	

茨城県告示第1058号

昭和42年2月14日をもって事業計画が確定した県営辰ノ口太田地区土地改良事業について、昭和47年3月30日工事が完了したので土地改良法第113条の2第2項の規定により公告する。

昭和49年11月28日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

公 告

●茨城県立看護専門学校入学試験の実施

昭和50年度茨城県立看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第1 茨城県立中央看護専門学校

[保健助産学科]

1 試 験 期 日

昭和50年2月4日(火)午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 学科試験 国 語, 看 護 学, 一 般 常 識, 作 文  
(2) 面 接 (必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員 25人

5 受 験 資 格

昭和20年4月以降出生の女子で次の各号の一に該当する者

- (1) 文部大臣又は厚生大臣の指定した看護婦学校又は養成所を卒業した者、又は昭和50年3月卒業見込みの者  
(2) 厚生大臣の免許を受けた看護婦

6 受 験 願 書 受 付 期 間 及 び 出 願 場 所

(1) 願 書 受 付 期 間

昭和49年12月16日(月)午前9時から昭和50年1月25日(土)正午まで(郵送の場合は1月25日の消印のあるものまで有効)

(2) 出 願 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

7 出 願 手 続 書 類

- (1) 入学願書(本校所定の用紙)
- (2) 資格証明書1通(看護婦学校又は養成所の卒業証明書若しくは卒業見込み証明書又は看護婦免許証の写し)
- (3) 成績証明書1通(看護婦学校長又は養成所長発行のもの)
- (4) 内申書1通(本校所定の用紙により看護婦学校長又は養成所長発行のもの)
- (5) 推薦書1通(本校所定の用紙により所属長発行のもの(現在勤務中の者のみ))
- (6) 写真1葉(上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書に貼付すること。)
- (7) 健康診断書1通(本校所定の用紙)胸部X線直接撮影のフィルムを添付のこと。)
- (8) 受験料 不 要

[臨床看護学科]

1 試 験 期 日

昭和50年2月6日(木)及び7日(金)各日午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 第1次試験 (学科試験) 2月6日(木)

国語(現代, 古文), 数学I, 理科(生物, 物理, 化学)

- (2) 第2次試験(第1次試験合格者のみ)

2月7日(金) 面接(必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員 40人

5 受 験 資 格

昭和28年4月以降出生の独身男女子で次の各号に該当する者

- (1) 高等学校卒業生(昭和50年3月卒業見込みの者を含む。)
- (2) 心身ともに健康で将来看護婦(士)となるのに適当な者

6 受験願書受付期間及び出願場所

- (1) 受験願書受付期間及び出願場所

昭和49年12月16日(月)午前9時から昭和50年1月31日(水)午後5時まで

(郵送の場合は1月31日の消印のあるものまで有効。)

- (2) 出 願 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

7 出願手続書類等

- (1) 入学願書(本校所定の用紙)

- (2) 最終出身学校卒業証明書又は卒業見込証明書1通
- (3) 成績証明書1通 (最終出身学校長が発行したもの)
- (4) 内申書1通 (本校所定の用紙により最終出身学校長発行のもの)
- (5) 写真1葉 (上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書に貼付すること。)
- (6) 健康診断書1通 ( (本校所定の用紙) 胸部X線直接撮影のフィルムを添付のこと。)
- (7) 受験料 不 要

## 第2 茨城県立水戸看護専門学校

### 1 試 験 期 日

昭和50年2月12日 (水) から14日 (金) まで各日午前9時から

### 2 試 験 場 所

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学校

### 3 試 験 方 法

- (1) 第1次試験 (学科試験) 2月12日 (水)

国語, 数学, 社会, 作文, 看護学

(准看護婦学校卒業程度)

- (2) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ)

2月13日 (木), 14日 (金)

面接 (必要があるときは身体検査を行う。)

### 4 募 集 人 員

臨床看護第一科 (修業年限2年, 昼間) 100人

臨床看護第二科 (修業年限3年, 夜間) 40人

### 5 受 験 資 格

- (1) 免許を得た後3年以上看護業務に従事している准看護婦 (士)

- (2) 高等学校を卒業している准看護婦 (士)

(准看護婦養成所に指定されている高等学校を昭和50年3月卒業見込みの者を含む。)

### 6 受験願書受付期間及び出願場所

- (1) 願書受付期間

昭和50年1月16日 (月) 午前9時から2月3日 (火) 午後5時まで

(郵送の場合は2月3日の消印まで有効)

- (2) 出 願 場 所

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学校

### 7 出願手続書類等

(1) 受験資格(1)に該当する者

- ア 入学願書 (本校所定の用紙)
- イ 准看護婦 (士) 免許証の写し1通
- ウ 就業証明書1通 (施設長の発行のもの (本校所定の用紙))
- エ 成績証明書1通 (准看護婦学校長又は准看護婦養成所長発行のもの)
- オ 内申書1通 (本校所定の用紙により准看護婦養所所長発行のもの)
- カ 写真1葉 (上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書に貼付すること。)
- キ 健康診断書1通 (本校所定の用紙)
- ク 受験料 不 要

(2) 受験資格(2)に該当する者

- ア 入学願書 (本校所定の用紙により最終出身学校長発行のもの)
- イ 准看護婦 (士) の資格を有する者にあつては免許証の写し1通
- ウ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書1通 (准看護婦養成所に指定されている高等学校を卒業又は卒業見込みの者にあつては、その卒業証明書又は卒業見込み証明書、その他の高等学校を卒業している者にあつては、その卒業証明書)
- エ 成績証明書1通 (准看護婦学校長又は准看護婦養成所長の発行のもの)
- オ 内申書1通 (本校所定の用紙)
- カ 写真1葉 (上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書に貼付すること。)
- キ 健康診断書1通 (本校所定の用紙)
- ク 受験料 不 要

●林業改良指導員資格試験の合格者

昭和49年度茨城県林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受 験 番 号	氏 名
1.	大 森 豊
2	菊 池 栄一郎
3	鬼 沢 昭 和
4	菊 池 正 希

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 普通河川大塚川砂防工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
北茨城市磯原町大字大塚字中梨ノ草, 字南梨ノ草及び字行人前地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和49年12月1日から昭和50年3月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県
  - 2 事業の種類 県道取手筑波線道路改良工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
筑波郡谷田谷町大字上横場字石居, 字中台, 字西原, 字梨ノ木, 字道心塚及び字下堀地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和49年11月28日から昭和50年3月30日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県
  - 2 事業の種類 県道荒井麻生線橋梁新設工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
行方郡麻生町大字白浜字松崎, 字上宿, 字中宿, 字新田, 字辺田下, 字表, 字井戸, 字門田, 字須賀中, 字山下, 字長町及び字愛宕地内  
鹿島郡大野村大字津賀字居下, 字淵吠, 字稲子町, 字掛崎, 字柳町, 字池田, 字竜神根, 字北の内, 字松ノ木, 字西原田, 字東力田, 字入定下, 字境町, 字横手町, 字松原, 字薄町及び字武井地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和49年12月1日から昭和50年11月30日まで

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎



●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年9月13日に完了した。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市谷田町字下ノ内954番地

- 2 事業主の住所及び氏名

福島県いわき市勿来町窪田町通り4丁目22番地

有限会社 小野商事

代表取締役 小 野 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年11月13日に完了した。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田村大字下稲吉字逆西3602番, 3603番, 3614番一1, 3614番一2, 3615番及び3616番

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

株式会社 日立製作所

取締役社長 吉 山 博 吉

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田村大字下稲吉字逆西3802番, 3803番, 3804番, 3805番及び3806番

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

株式会社 日立製作所

取締役社長 吉 山 博 吉

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年11月18日に完了した。

昭和49年11月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田村大字下稲吉字逆西2605番一21, 2605番一22及び2605番一24

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区戸塚町3一16

国土産業株式会社

代表取締役 南 雲 進 治

---

★県政の総覧 ～ 県民の六法★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所